

第1章 計画策定に当たって

【1】計画策定の背景と趣旨

医療の進歩や生活環境の改善などにより、我が国の平均寿命は飛躍的に延び、世界有数の長寿国となりました。人生 100 年時代といわれる中、いつまでも健康で一人ひとりがいきいきと幸せに過ごせるよう健康長寿社会の実現に向けて、健康寿命の延伸が求められています。

国は、平成 12 年に「21世紀における国民健康づくり運動<健康日本21>」を策定しました。その後、平成 25 年度から平成 34 年度(令和4年度)までを計画期間とする「健康日本21(第二次)」が示され、あわせて日本再興戦略などを踏まえながら、予防・健康管理に関する主要な取組をまとめた「国民の健康寿命が延伸する社会」を策定しています。

また、栄養・食生活については、平成 17 年に食育基本法が施行され、生涯にわたった健全な食生活の実践などを重点課題とする第3次食育推進基本計画を策定しています。

東京都は、平成 25 年度に「東京都健康推進プラン21(第二次)」、「東京都食育推進計画」を策定しています。

東大和市においては、平成26年度に母子保健計画、食育推進計画を含む「東大和市健康増進計画」を策定し、市民が生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生を送れるまちを目指して、様々な事業を展開してきました。平成 31 年3月には更なる健康寿命の延伸を図るとともに、健幸都市宣言の実現に向けた市の取組を推進していくことを目的として「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定しました。令和2年2月には個人が自助努力しやすい環境を整えるとともに、市だけでなく、市民、企業及び団体などの関係者が協力して取組を確実に進めていくために「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプラン」(以下、「アクションプラン」という。)を策定しました。また令和2年9月には一人ひとりが協力して限りある命を大切に、健康で幸せに暮らせるまちを目指して、東大和市を「健幸都市」として宣言しました。

また、市の全ての子どもたちの健やかな育ちと若者・子育て世代を支援するため、母子保健計画の一部を含む「第1期東大和市次世代育成支援行動計画」など5つの計画を包含した一体的な計画として「東大和市子ども・子育て未来プラン」を令和2年3月に策定しました。

これらの取組を踏まえ、「健康増進計画」が平成 32 年度(令和2年度)で最終年度を迎えることから、これまでの取組や進捗状況を検証し、点検するとともに、近年の市民の健康を取り巻く状況及び国や東京都の健康推進施策と食育推進施策の動向を踏まえつつ、「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」及び「アクションプラン」との整合性を図り、健康づくりと食育推進の総合的な指針とするため、第2次食育推進計画を含む「第2次東大和市健康増進計画」を策定するものです。

※「健康」とは、WHO憲章の前文において、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、全てが満たされた状態にあることをいいます。」と定義されている。

※「健幸」とは、「健康」と「幸せ」は、全ての人の願いであるとの考え方から、「健幸＝健康で幸せ」を意味した造語。

【国・東京都の動向】

◆「健康日本21(第二次)」について

<p>○ 国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針</p> <ul style="list-style-type: none">・ 健康寿命の延伸と健康格差の縮小・ 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD(※)の予防)・ 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上・ 健康を支え、守るための社会環境の整備・ 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

資料：国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成24年7月10日厚生労働大臣告示）より

※「NCD(Noncommunicable diseases 非感染性疾患)」とは、循環器疾患、がん、慢性呼吸器疾患、糖尿病などの「感染性ではない」疾患に対する総称。

◆「東京都健康推進プラン21(第二次)」について

<p>○ 基本的な考え方</p> <ol style="list-style-type: none">1 どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現2 都の特性や都民の健康状況を踏まえた目標の設定3 目標達成に向けた都民及び関係機関の役割・取組の明確化
<p>○ 総合目標</p> <ol style="list-style-type: none">1 健康寿命の延伸2 健康格差の縮小

資料：東京都健康推進プラン21(第二次)より抜粋

◆「第3次食育推進基本計画」について

<p>○ 重点課題</p> <ul style="list-style-type: none">・ 若い世代を中心とした食育の推進・ 多様な暮らしに対応した食育の推進・ 健康寿命の延伸につながる食育の推進・ 食の循環や環境を意識した食育の推進・ 食文化の継承に向けた食育の推進
--

資料：第3次食育推進基本計画より抜粋

◆「東京都食育推進計画」について

<p>○ 施策の体系</p> <ul style="list-style-type: none">・ 生涯にわたり健全な食生活を実践するための食育の推進・ 食育体験と地産地消の拡大に向けた環境整備・ 食育の推進に必要な人材育成と情報発信
--

資料：東京都食育推進計画より抜粋

※「食育」とは、食に関する適切な判断力を養い、食に関する感謝の念と理解を深め、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を促すこと。（『東大和市食育ガイドライン』より）

【2】計画の性格・位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」であり、食育基本法第18条に定める「市町村食育推進計画」を包含するものとします。

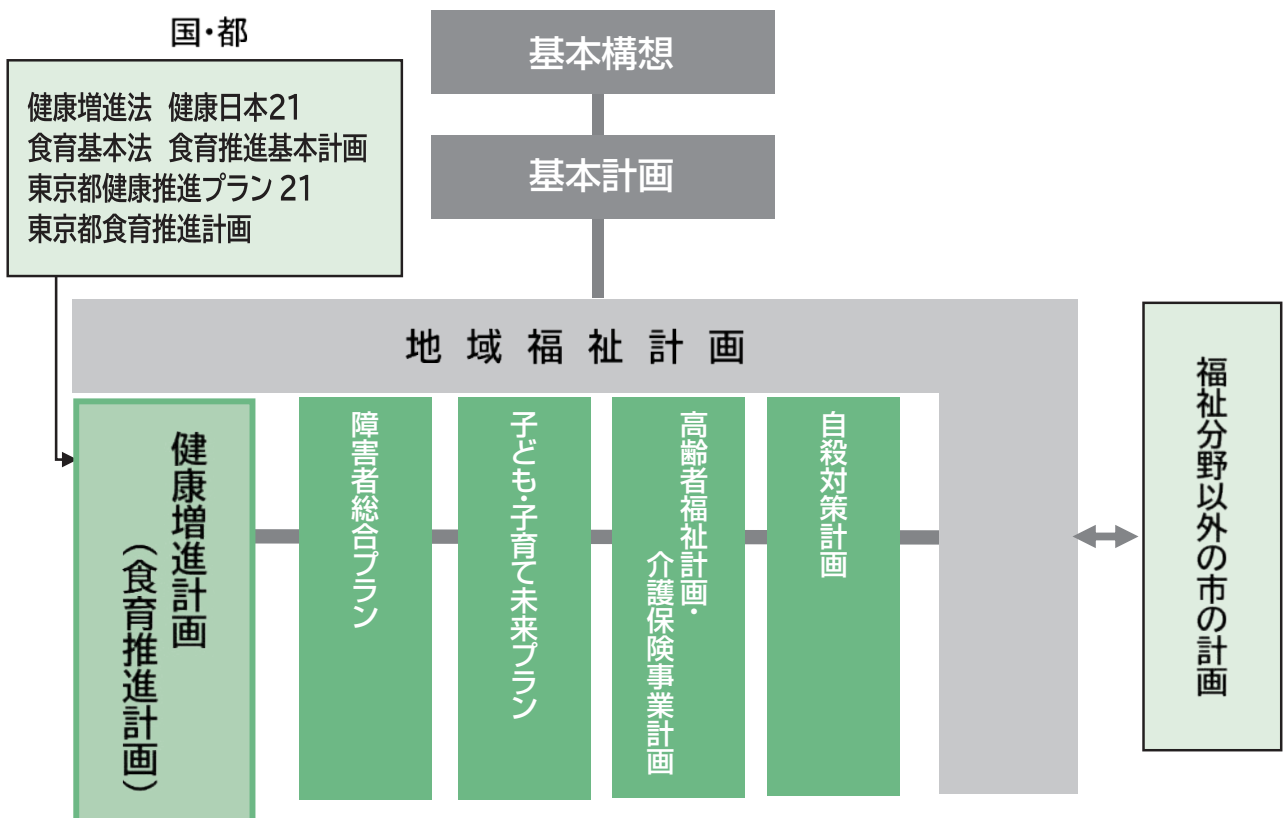
当市においては、平成31年3月に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定し、この取組方針に基づく具体的な事業をまとめたアクションプランを令和2年2月に策定しました。

本計画は、「東大和市第四次基本計画」を上位計画としつつ、「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」及び同アクションプランと整合性を図り、健康づくり施策を総合的に推進するため、健康づくりの方向性を定め、基本的指針とするものです。

また、前計画において母子保健計画を包含していましたが、今後は「東大和市子ども・子育て未来プラン」と本計画において母子保健施策を推進していくものとします。

なお、策定に当たっては、国の「健康日本21(第二次)」、「第3次食育推進基本計画」、東京都の「東京都健康推進プラン21(第二次)」、「東京都食育推進計画」等のほか、市の関連計画との整合性を図ります。

■本計画と関連計画との位置づけ



【SDGs】持続可能な開発目標に向けて

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)は、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際目標です。

令和12年(2030年)を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsでは、達成すべき具体的目標として、17のゴール(意欲目標)と169のターゲット(行動目標)が示されています。

このSDGsについて、国では、平成28年に「SDGs実施指針」を策定し、SDGsを全国的に実施するためには、地方自治体などによる積極的な取組が不可欠であるとしています。

当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものであると考えています。本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



上記のうち、本計画と密接な関連のあるゴールは、以下のとおりです。



【3】計画の策定方法

本計画の策定に当たっては、平成 31 年度に実施した「東大和市民の健康に関する意識調査」及び中学1年生を対象にした「健康に関する意識調査」の調査結果から得られた、健康に関する考えや意見、対策等を踏まえ、「東大和市地域福祉審議会健康推進部会」において計画案を審議するとともに、東大和市健康づくり推進会議、パブリックコメント、市民説明会を実施し、市民等から広く意見を募集しました。

【4】計画期間

本計画の期間は、令和3年度を初年度とする令和8年度までの6年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、当市の現状の変化等により、適宜見直しを行う場合があります。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
基本構想	第二次基本構想（平成 14 年度～令和 3 年度）						第三次基本構想（令和 4 年度～23 年度）					
基本計画	第四次基本計画（平成 25 年度～令和 3 年度）						第五次基本計画（令和 4 年度～13 年度）					
地域福祉計画	第 5 次計画（平成 27 年度～令和 2 年度）						第 6 次計画（令和 3 年度～8 年度）					
健康増進計画	第 1 次計画(母子保健計画・食育推進計画) (平成 27 年度～令和 2 年度)						第 2 次計画(食育推進計画) (令和 3 年度～8 年度)					
自殺対策計画							自殺対策計画（令和 3 年度～8 年度）					